

環境分野の情報公開を進めるには —情報公開制度の現状から

10月26日(木) 午後 6:30~8:30
会場: 東京 YWCA 会館(お茶の水)101室

(〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 1-8-11)
<http://www.tokyo.ywca.or.jp/about/access.html#kaikan>

講師: 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

理事長 三木 由希子 (みき ゆきこ) 氏

講師略歴: 大学在学中より情報公開法を求める市民運動にかかわり、卒業とともに事務局スタッフ。1999年に情報公開法の制定を受けた組織改編・改称して情報公開クリアリングハウスとなり室長兼理事。2011年5月から現職。情報公開制度や個人情報保護制度、関連制度の調査研究や政策提案、意見表明を行うとともに、市民やジャーナリストの制度利用支援のほか、会としても情報公開制度の活用・訴訟の提起なども行っている。編著に『高校生からわかる政治の仕組み 議員の仕事』(トランスビュー)、共著に『社会の見える化をどう実現するか—福島原発事故を教訓に』(専修大学出版)がある。

参加費 無料／事前申込 不要

主催 オーフス条約を日本で実現する NGO ネットワーク (オーフス・ネット)

共催 グリーンアクセスプロジェクト、第二東京弁護士会環境法研究会

お問合せ オーフス・ネット事務局 栗谷 (E-mail jimukyoku@aarhusjapan.org)

情報公開制度が自治体で最初に制定されてから 35 年、国で情報公開法が制定されて 18 年がたちました。さまざまな問題がありながらも、徐々に情報公開は前進してきていますが、それでも未だに非公開の壁に阻まれているものも少なくありません。また、時宜にかなった情報公開・情報提供がされないために、政策決定過程への市民の参加や監視、政策を決めるための開かれた議論が進まない現状もあります。情報公開制度の制定を経て何が課題になっているのか、情報公開制度だけでは限界のある環境分野の情報公開について議論をする機会としたいと思います。